

平成 21 年 12 月 10 日  
財団法人日本容器包装リサイクル協会  
プラスチック容器事業部

## 分別基準適合物の引き取り実施基準

再生処理事業者及び運搬事業者は、以下に記した分別基準適合物の引き取り基準等に従い、保管施設からプラスチック製容器包装に係る分別基準適合物について引き取り作業を実施することになりますので、以下内容を十分にご確認ください。

- ① 再生処理事業者（※再生処理事業者及び運搬事業者）は、保管施設におけるプラスチック製容器包装の引き取り作業及びプラスチック製容器包装再商品化実施契約書第 10 条に定める再生処理施設までの運搬（当該引き取り作業及び運搬を併せて、「引取業務」という。）を行う。
- ② 再生処理事業者（※運搬事業者）は、引取業務の実施日時等の連絡事項及びその方法について、保管施設を管轄する市町村と事前に協議し、連絡を受けた後、再商品化に係る実施基準に定める要領にしたがい、速やかに引取業務を実施するものとする。
- ③ 再生処理事業者（※運搬事業者）が行う引き取りは、原則として 10 トン車 1 台程度を単位とする。但し、再生処理事業者（※運搬事業者）は、市町村の年間の分別収集量が 10 トン車 1 台程度に満たない場合においても、年間最低 1 回の引き取りを行う。
- ④ 再生処理事業者（※再生処理事業者及び運搬事業者）は、市町村と事前に協議した方法に則り、引き取り数量を検量し、その検量票を保存する。
- ⑤ 再生処理事業者（※運搬事業者）は、引き取り作業が著しく困難であると認められる場合には、遅滞なくその理由を添えて財団法人日本容器包装リサイクル協会（※財団法人日本容器包装リサイクル協会、再生処理事業者）及び市町村に連絡する。
- ⑥ 再生処理事業者は、委託数量の引き取りについて、市町村に直接その数量変更又は中途辞退若しくは解除を通知或いは申し出してはならない。
- ⑦ 再生処理事業者（※運搬事業者）は、プラスチック製容器包装の引取業務及び保管を他の再商品化事業者と共同して行なってはならない。
- ⑧ 1 つの保管施設を複数の事業者が落札した場合の各事業者の引き取り数量は、実際の保管施設で引き取るべき総量を各事業者の落札量により比例配分した数量とする。